

# 九州大学附属図書館医学図書館利用内規

制 定：令和5年1月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学附属図書館運営規則(平成16年4月1日制定)第14条の規定に基づき、九州大学附属図書館医学図書館(以下「医学図書館」という。)の利用について必要な事項を定める。

(図書館資料の区分)

第2条 医学図書館に備えつける図書館資料(以下「図書」という。)を次のとおり分ける。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 学生用図書
- (4) 研究用図書
- (5) 逐次刊行物
- (6) 視聴覚資料
- (7) 展示資料
- (8) その他

(利用)

第3条 医学図書館を利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の学生
  - (2) 本学の教職員
  - (3) 本学の学生及び教職員に準ずる者
  - (4) 本学の名誉教授
- 2 前項の規定にかかわらず次に掲げる者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により医学図書館を利用することができる。
- (1) 本学の卒業生
  - (2) 本学の旧教職員
  - (3) 他大学の教職員及び学生
  - (4) その他一般利用者

第4条 医学図書館を利用しようとする者は、図書館利用者票(以下「利用者票」という。)の交付を受けるものとする。

- 2 前条第1項第1号に規定する者は、学生証をもって利用者票とすることができる。
- 3 前条第1項第2号から第4号に掲げる者は、九大ICカード(九州大学全学共通ICカードの発行及び利用に関する規程(平成20年度九大規程第112号)に規定する九大ICカードのうち、利用目的に図書館利用が含まれるものに限る。)をもって利用者票とすることができる。

(閲覧)

第5条 図書の閲覧は所定の場所で行わなければならない。

第6条 次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

(3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

第7条 貴重図書及び特殊図書を閲覧しようとする者は、所定の願書を医学図書館長に提出しなければならない。

(帯出)

第8条 図書(貴重図書、特殊図書及び参考図書等は除く。)を帯出することができる者及び冊数は、別表のとおりとする。

第9条 図書を帯出しようとする者は、利用者票の交付を受けなければならない。

2 帯出することができる期間は、図書については8日間、雑誌は2日間とする。ただし、本学の学生について、夏季及び冬季休業期間における図書の帯出期間は別に定める。

3 医学図書館長は、教室から図書の長期帯出の申し出があった場合は、これを許可することができる。

第10条 帯出した図書の返却が遅延したときは、帯出を制限又は禁止する場合がある。

第11条 帯出した図書は、他人に転貸してはならない。

第12条 図書を帯出した者がその資格を失ったときは、直ちに帯出した図書を返却しなければならない。

(予約)

第13条 帯出中の図書の返却後の閲覧又は帯出については、予約することができる。

(更新)

第14条 図書を帯出した者は、閲覧又は帯出の予約がない限り、申し出によりその帯出を2回まで更新することができる。

(複写)

第15条 図書の複写を希望する者は、所定の手続によりこれを依頼することができる。

(参考調査)

第16条 教育研究のため、文献に関する調査質問等を希望する者は、所定の手続により回答を求めることができる。

2 前項の回答を求められた場合において、特に経費又は時間を要し、他の業務に支障をきたすおそれのある調査等については、回答を行わない。

(視聴覚資料)

第17条 視聴覚資料の利用は、館内の所定の場所で行わなければならない。

(特別室)

第18条 グループ学習室、研究個室、講習会スペース、会議室の利用については、別に定める。

(館内規律)

第19条 医学図書館を利用する者は、館内の規律を保持するため、この内規その他関係規則(以下「内規等」という。)又は係員の指示に従わなければならない。

2 館長は、内規等に違反した者又は係員の指示に従わない者に対し、医学図書館の利用を停止又は禁止することができる。

(利用の制限)

第20条 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合においては、医学図書館長は、図書の閲覧利用を制限することができる。

(開館時間・休館日)

第21条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、医学図書館長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 開館時間

平日 9時から21時まで

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく休日(以下「休日」という。)

9時30分から17時まで

(2) 休館日

8月中旬の一定期間（図書点検、館内消毒等）

年末・年始

（特別開館（無人開館））

第22条 開館時間以外の特別な利用については、医学図書館長が別に定める。

（個人情報の漏えい防止）

第23条 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第5項第3号に該当する図書に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条第5号に規定する個人情報をいう。)については、九州大学個人情報管理規程(平成16年度九大規程第160号)の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（罰則）

第24条 医学図書館長は医学図書館の利用に関して、九州大学附属図書館運営規則及びこの規則に違反した者には、一定期間医学図書館の利用を制限又は禁止する。

附 則

- 1 この内規は、令和5年1月12日から施行する。
- 2 九州大学附属図書館医学図書館利用規程（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

## 別 表

	貸出冊数 10冊まで	貸出冊数 5冊まで	貸出冊数 3冊まで
身 分	教授 准教授 講師 助教 非常勤講師 名誉教授	教務員 技術職員 医員 研修医 技術(能)補佐員 大学院生 研究生 専修生 聴講生 研究員	学生 事務職員 事務補佐員 本学の旧教員 病院地区の卒業生 その他